

大口町経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う経営安定対策推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域農業の振興に資することを目的とする。

(関係法令等)

第2条 補助金の交付に関しては、この要綱及び実施要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- (1) 直接支払推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け23経営第7136号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）
- (2) 園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12園産第194号）
- (3) 愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）
- (4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- (6) 町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、実施要綱第2の2(2)に定める地域農業再生協議会（以下「事業実施主体」という。）とする。

(補助の対象及び補助率)

第4条 補助の対象となる事業は、次項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、次項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は次のとおりとする。

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助額
水田農業経営所得安定対策推進事業	水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金	実施要綱第3の1(2)及び第3の2に基づいて行う事業に要する経費	定額

(補助金の交付申請)

第5条 事業実施主体は、補助金交付申請書(様式第1)に補助対象経費内訳(様式第2)を添えて、事業着手日の7日前までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、補助金交付決定通知書(様式第3)により事業実施主体に通知するものとする。

(交付決定前着手)

第7条 事業実施主体は、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合は、事前着手届(様式第4)により町長に届け出るものとする。

(交付決定内容の変更、中止又は廃止の承認)

第8条 事業実施主体は、交付要綱第8の規定に準じて変更、中止又は廃止について町長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ経費の配分及び事業内容の変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第5)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく申請書の内容を審査し、変更、中止又は廃止の必要を認めるときは、事業計画変更承認通知書(様式第6)により事業実施主体に通知するものとする。

(概算払の請求)

第9条 事業実施主体は、概算払請求書(様式第7)により補助金の概算払いを請求することができる。

(事業遅延の届出)

第10条 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及

び遂行状況を記載した書類を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第11条 事業実施主体は、補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書(様式第8)を作成し、当該年度の10月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、概算払請求書をもってこれに代えることができる。

(実績報告)

第12条 事業実施主体が行う実績報告は、実績報告書(様式第9。以下「報告書」という。)に補助対象経費内訳を添えて、補助金の交付決定のあった年度の3月31日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 事業実施主体から報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告書を受領した日から30日以内に補助金額確定通知書(様式第10。以下「確定通知書」という。)により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 確定通知書を受けた事業実施主体は、補助金を速やかに精算し、精算払請求書(様式第11)を町長に提出しなければならない。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第15条 事業実施主体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成25年8月29日 大口町告示第98号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1（第5条関係）

補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大口町長 様

事業実施主体



下記のとおり事業を実施したいので、大口町経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 事業名 _____ 事業

2 交付申請金額 金 _____ 円

3 添付書類

補助対象経費内訳（様式第2）

様式第2（第5条関係）

補助対象経費内訳

事業実施主体 _____

事業名 _____

区 分	主な取組内容	実施時期	区分毎の必要経費	備 考
			千円	

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入してください。

注2：実施要綱第3の2の集落営農の法人化支援を交付する場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を、区分毎の必要経費欄にはその額を記載してください

様式第4（第7条関係）

事前着手届

第 号
年 月 日

大口町長

様

事業実施主体

印

平成 年度地域推進活動計画に基づく下記事業について、大口町経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、交付決定前に着手したいので届出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業量
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 理由

着手に際しては、以下の条件を了承した上で行います。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

様式第5（第8条関係）

経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大口町長 様

事業実施主体



年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった事業について、下記の通り変更（中止又は廃止）したいので、大口町経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 事業名 _____ 事業
- 2 補助金の種類 _____ 補助金
- 3 変更（中止又は廃止）の理由

※変更の場合

添付書類 補助対象経費内訳（様式第2）

変更箇所を容易に参照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前（中止又は廃止前）を上段に括弧書きしてください。

※中止又は廃止の場合

中止又は廃止する理由を記載してください。

様式第6（第8条関係）

経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付け 第 号で申請のあった経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）について、大口町経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第8条の2の規定に基づき承認します。

記

承認条件

様式第7（第9条関係）

概算払請求書

第 号
年 月 日

大口町長 様

事業実施主体



年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、大口町経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき概算払の請求をします。

記

- 1 事業名 _____ 事業
- 2 補助金の種類 _____ 補助金
- 3 請求額

交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B)+(C))		備 考
	金 額	出来高	金 額	月 日 まで予定 出来高	金 額	月 日 まで予定 出来高	
円	円	%	円	%	円	%	

様式第8（第11条関係）

遂行状況報告書

第 号
年 月 日

大口町長 様

事業実施主体

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、大口町経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名 _____ 事業

2 補助金の種類 _____ 補助金

3 事業遂行状況

総事業費	事業の遂行状況 (年9月30日)		年10月1日以降に 実施するもの		備考
	事業費	進捗状況	事業費	完了予定日	
円	円	%	円		

様式第9（第12条関係）

実績報告書

第 号
年 月 日

大口町長

様

事業実施主体



年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、大口町経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を報告します。

（なお、併せて精算額として金 円の交付を請求します。）

記

- 1 事業名 _____ 事業
- 2 補助金の種類 _____ 補助金
- 3 実績報告額 金 _____ 円
- 4 添付書類

補助対象経費内訳（様式第2）

- ※ 軽微な変更があった場合においては、変更箇所を容易に参照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きしてください。
- ※ 実績報告と併せて精算払を請求する場合は、括弧書きを追加してください。

様式第10（第13条関係）

補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書を審査した結果、年 月 日付け 第 号により交付決定した補助金額については、大口町経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金額 金 _____ 円

様式第11 (第14条関係)

精算払請求書

第 号
年 月 日

大口町長

様

事業実施主体



年 月 日付け 第 号で補助金額確定の通知のあった事業について、大口町経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき補助金の請求をします。

記

- 1 事業名 _____ 事業
- 2 補助金の種類 _____ 補助金
- 3 補助金精算明細

補助金決定額 (A)	概算払受領済額 (B)	補助金請求額 (C) = (A) - (B)
円	円	円

①(C) > 0の場合

精算による追加請求額 (C) 金 _____ 円

②(C) < 0の場合

精算による返納額 (C) 金 _____ 円